



平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。

- 平成28年1月から、下記の申請等に12桁の**マイナンバー**の記入が必要となります。
- マイナンバー**の記入に当たっては、番号確認のほか、身分証明証等による**本人の身元確認**が必要となります。また、代理のかたが申請する場合は、番号確認のほか、代理権及び代理のかたの身元確認も必要となります。
- お手数ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

が必要となる申請等
マイナンバーの記入

- 障がい者手帳**(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)の申請・届出
- 障がい者手当**(障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当など)の申請・届出
- 障害福祉サービス**(居宅介護、生活介護、施設入所支援など)の申請・届出
- 障害児通所支援**(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の申請・届出
- 相談支援**(一般相談支援、計画相談支援、障害児相談支援)の申請・届出
- 補装具**(義肢、装具、車椅子、補聴器など)の申請
- 自立支援医療**(更生医療、育成医療、精神通院医療)の申請・届出
- 地域生活支援事業**(外出介護、日中一時支援、日常生活用具など)の申請・届出

(1) 本人が申請する場合

番号確認に必要なもの +

- 個人番号カード
- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し など

本人の身元確認に必要なもの

- 個人番号カード
- 官公署等から発行された顔写真が添付されている証明書(運転免許証、パスポート、障がい者手帳など)
- 次の書類のうち2種類を提示
 - ・ 公的医療保険の被保険者証
 - ・ 国民年金手帳
 - ・ 児童扶養手当証書
 - ・ 特別児童扶養手当証書
 - ・ 官公署等から発行された(A)氏名、(B)住所又は生年月日が記された書類

(2) 代理のかたが申請する場合

番号確認に必要なもの +

- 個人番号カードの写し
- 通知カードの写し
- 個人番号が記載された住民票の写し など

代理権の確認に必要なもの +

- 法定代理人：戸籍謄本その他その資格を証明する書類
 - 任意代理人：委任状 など
- ※本人と住民票上の同一世帯にお住まいのかたは必要ありません。

代理人の身元確認に必要なもの

- 上記(1)の「本人確認に必要なもの」のいずれか
- 法人の場合は登記事項証明書 など

お問い合わせ先

- 申請等について：青森市健康福祉部 障がい者支援課 017-734-5319、5327
浪岡事務所 健康福祉課 0172-62-1113
- マイナンバーについて：マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

